令和２年（２０２０年）５月１日発行

発行／三原市人権推進課
編集／三原市大和人権文化センター
住所／三原市大和町下徳良107番地１
電話／0847-33-1308

三原市大和人権文化センターだより

「障害者差別解消法」（2016年4月1日施行）

この法律は，「全ての障害者が，障害者でない者と等しく，基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ，もって全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら，共生する社会の実現に資すること」を目的にしています。

障害のある人に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮義務」を明記しています。

※障害者権利条約　第５条2項
「締約国は，障害に基づくあらゆる差別を禁止する」

※障害者権利条約　第2条「障害に基づく差別」

（1）直接差別：障害を理由とする区別・排除・制限等の異なる取り扱い
（精神障害者は，飛行機の搭乗はできない）

（2）間接差別：外形的には中立の基準・規則・慣行ではあってもそれが適用されることにより，結果的には他者に比較し不利益が生じる場合
（就業規則「マイカー通勤禁止」による退職）

（3）関連差別：障害に関する事由を理由とする区別，排除又は制限等の異なる扱い
（「あなたが車イスを使っているからうちのお店の利用は困るといっているだけで，あなたに障害があるからという理由ではありません。」）

（4）合理的配慮の不提供
障害者に他の者と平等な，権利の行使又は機会や待遇が確保されるには，その者の必要に応じて現状が変更されたり，調整されたりすることが必要であるにもかかわらず，そのための措置が講じられない場合。
（階段しかない店舗の２階での買い物を希望する障害者に階段に替わる，例えば，それが容易であれば人力で２階に上げるとか，それが極めて困難な場合には２階の商品を１階に持ってきて見てもらうなどの何らかの手段を提供しなければ，事実上は，２階での買い物の機会を障害者にだけ提供しない）

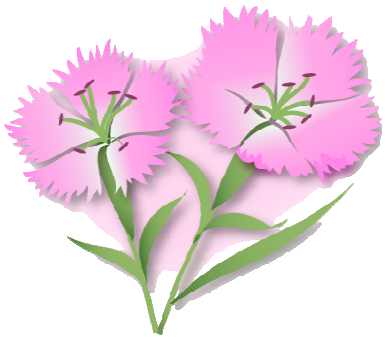

さわやか健康体操のお知らせ

日　時　　5月7日(木)・14日(木)・21日(木)・28（木）
13:30～14:30
持参物　　バスタオルなど床に敷くもの
※新型コロナウィルス感染拡大防止のため，中止になる場合があります。

問い合わせ先　高齢者福祉課(0848-67-6055)

大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日　時　　5月15日(金) ９：00～12:00
場　所　　大和人権文化センター　会議室
相談内容　くらしの相談・こども相談
相談員2名で対応します。次回は，6月１９日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(0847-33-1308)

人 権 相 談

人権侵害や差別などでお悩みの方は，人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので，気軽に相談してください。

●と　き　　土・日・祝日は除く
10：00～16:00
●ところ　　三原市大和人権文化センター
●電　話　　0847-33-1308

人権ってなんだろう？　　NO．5

障がい者

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で，いまだに働く場所の確保や情報の収集・利活用などに際して様々な障壁があり，不自由，不利益又は困難な状態に置かれています。

障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するためには，物理的な障壁だけではなく，障害がある人に対する偏見など，人々の心の中にある障壁や制度や慣行などの社会的な障壁を取り除き，社会全体のバリアフリーを進めることが必要です。

誰もが障害のある人などに自然に手助けできることの「心のバリアフリー」を推進するため，「あいサポート運動」に取組みましょう。

【あいサポート運動】

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること，そして，それぞれに必要な配慮し，日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて，誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）

● 障がい者に関し，現在，どのような人権問題が起きていると思われますか？

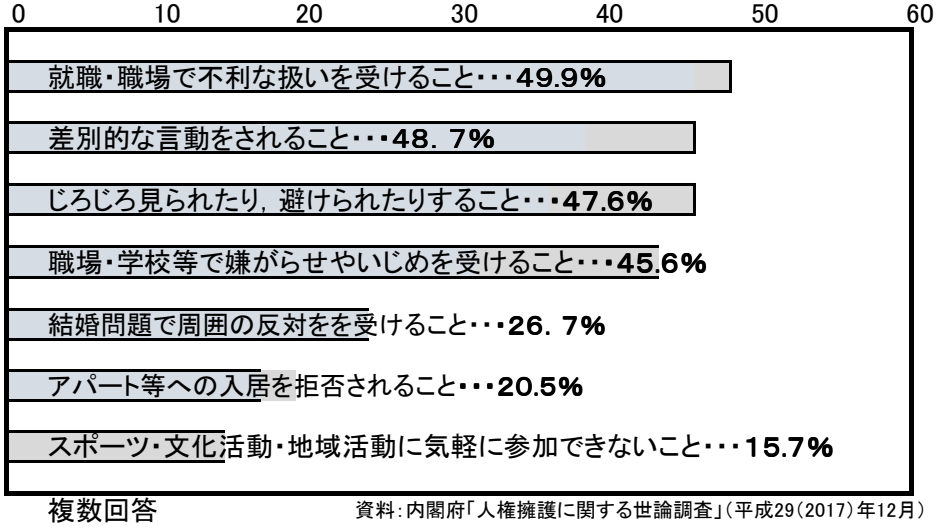

複数回答　　資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」（平成29（2017）年12月）

● 障害について理解しましょう。

障害は誰にでも生じ得るものです。 障害は多種多様で同じ障害でも一律ではありません。
外見では分からない障害もあり，理解されず，苦しんでいる人もいます。

※ 高次脳機能障害

脳卒中や怪我などにより脳が損傷し，その後遺症として集中力が低下したり，新しいことが覚えられなくなったり，感情や行動の制御がきかなくなったりして，日常生活や社会生活に支障をきたします。

病気や怪我が治ったように思えるのに，今まで出来ていたことが出来なくなり，本人は混乱や不安の中にいることを理解しましょう。周囲の理解が何より大切です。

※ 発達障害

発達障害の原因はまだ分かっていませんが，生まれながらの脳機能の障害と考えられています。
対人関係，読み書き，注意の維持が困難等，多様な特性がありますが，保護者の育て方や本人の努力不足が原因ではありません。

発達障害は，早期からの適切な支援と周囲の理解，発達障害の特性にあった生活環境の整備等が大切です。

● こんな配慮をしましょう。

〇困っていそうな場面を見かけたら「何かお困りですか」と一声かけて，自分で出来るサポートをしましょう。見守ることと時には支える姿勢が大切です。
〇「障害があるから」と決め付けず，それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えてみましょう。
〇介助者がいても介助者でなく本人に話しかけましょう。
〇障害だけを見るのではなく，その人の全体像を見て接しましょう。

お互いを認め合い支えあう人間関係のつながりが大切です。

参考資料（抜粋）「気づき」から「きずな」へ。
（広島県人権男女共同参画課・人権啓発冊子）平成29（2017）年3月発行）